



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

来年の税制改正では、配偶者控除と扶養控除が廃止される予定です。しかし各団体からの反対意見も多く結論は年明けに持ち越しの様です。

何十年も続いてきた控除だけに、なぜこの時期に?といった感じが...

**今回は、パート・アルバイトの所得税・住民税・社会保険の扶養と課税についてみてみます。**

所得税では年間収入103万円以下が扶養の範囲です。課税最低限は各人の控除によって異なります。下表を参考にしてください。

社会保険で扶養になれるのは130万円以下・60歳以上の方は180万円以下です。

**パート・アルバイトで働く従業員さんは21年1月から12月までにもらう給与を集計してみてください**

あなたの年間給与合計 1月から12月	あなたの所得税・住民税の扱い	あなたの社会保険等(健康保険・厚生年金)の扱い
98万円以下	あなたは配偶者または親の扶養になれる、税金もかからない あなたの税負担 0円	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれる あなたの社会保険等負担 0円
98万円超 103万円以下	あなたは配偶者または親の扶養になれる	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれる
103万円超 130万円未満	あなたは配偶者または親の扶養になれない あなたは所得税が年間0円から1万数千円かかる あなたは住民税が年間0円から3万数千円かかる あなたの配偶者は、あなたの収入金額に応じ配偶者特別控除がある	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれる
130万円以上 141万円未満	あなたは配偶者または親の扶養になれない あなたは所得税が年間1万円から2万円程かかる あなたは住民税が年間3万数千円から4万円程かかる あなたの配偶者は、あなたの収入金額に応じ配偶者特別控除がある あなたの税負担 3万数千円~6万円程	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれない あなたは国民年金に加入する事になる(年間17万円以上の負担) あなたは国民健康保険に加入する事になる(年間5万円以上の負担) あなたの社会保険等負担 20万円以上
141万円以上	あなたは配偶者または親の扶養になれない あなたは所得税が年間約2万円以上かかる あなたは住民税が年間4万円以上かかる あなたの配偶者は、配偶者特別控除が受けられない	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれない あなたは国民年金に加入する事になる(年間17万円以上の負担) あなたは国民健康保険に加入する事になる(年間8万円以上の負担)

**ご主人の所得控除は、パートで働く奥さんの収入に応じて下表の様に変わります**

あなたの給料合計	配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下	38万円	0万円
103万円超 105万円未満	0万円	38万円
105万円以上 110万円未満	0万円	36万円
110万円 115万円	0万円	31万円
115万円 120万円	0万円	26万円
120万円 125万円	0万円	21万円
125万円 130万円	0万円	16万円
130万円 135万円	0万円	11万円
135万円 140万円	0万円	6万円
140万円 141万円	0万円	3万円
141万円	0万円	0万円